



# 「デートDV」に関するアンケート調査 報 告 書

平成25年3月

三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」

# 目 次

<b>第一章 調査の概要</b>	1
<b>第二章 調査結果</b>	
1 回答者の属性	3
(1) 性別 (2) 学年	
2 デートDV、デートDVの認知度	4
(1) DVに関する事柄の認知度	4
(2) デートDVの認知度	6
(3) デートDVを見聞きした経験	8
3 固定的性別役割分担意識	9
4 暴力の感度・許容度	11
(1) 暴力の感度	11
(2) 暴力の許容度	13
5 交際経験の有無	16
6 デートDVの実態	17
(1) 加害・被害の経験	17
(2) 初めての加害・被害経験時期	19
(3) 加害経験と固定的性別役割分担意識	20
(4) 加害経験と暴力の感度	20
(5) 加害の理由	21
(6) 被害時の気持ち	22
(7) 被害経験後の関係	23
(8) 被害経験後に別れなかった理由	24
7 相談の実態	26
(1) 相談の有無	26
(2) 相談の有無と暴力の許容度	27
(3) 被害経験後の相談先	28
(4) 相談後の気持ち	29
(5) 相談しなかった理由	31
8 友人の加害・被害を見聞きした経験	32
(1) 加害・被害を見聞きした経験	32
(2) 見聞きした経験後の対応	33
(3) 見聞きした経験後の対応と暴力の感度	34
9 デートDVに関する学習の経験	34
(1) 学習経験の有無	34
(2) 学習経験の有無と暴力の感度	35
10 相談機関の認知度	35
(1) 相談機関の認知度	35
(2) 相談機関の認知度とデートDVに関する学習経験	36
11 自由記述	37
<b>第三章 アンケートのまとめ</b>	38
<b>第四章 参考資料</b>	
「デートDV」に関する実態アンケートおよび数値結果	43

## は　じ　め　に

1999年に施行された「男女共同参画社会基本法」には、「男女の人権の尊重」が基本理念の一つとして掲げられている。また、これを踏まえ、2001年に「三重県男女共同参画推進条例」が施行された。

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。

暴力を許さない社会の形成と教育の推進が国内外において取り組まれており、2001年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が施行された。三重県ではこれに合わせて2006年「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」(以下、「県基本計画」という)が策定された。

近年、若年層の男女間における交際相手からの暴力(デートDV)が注目を集めしており、上記県基本計画においても「デートDVに関する啓発等の推進」が掲げられている。

弊センターにおいては、若年層への啓発が未然防止に有効であるとの認識の下、県内高校、大学への研修事業をはじめ、暴力防止の取組を実施してきた。

今般、三重県内の高校生、大学生のデートDVの被害、加害の実態、男女共同参画と暴力についての認知と現状を把握し、有効な啓発に役立てることを目的に、『「デートDV」に関するアンケート調査』を実施した。

調査にあたり、県立高校(全日制)全校の協力を得られ、県内全域から多数のデータを収集することができた。これは全国でも例が少なく、三重県のデートDVの実態を把握する有益な基礎資料としてまとめることができた。

調査の結果は、県民・学校関係者・多様な機関と、情報共有、連携し、デートDV予防・防止に向けた一層の取組に役立てたい。

最後にデータ収集・分析には、各学校をはじめ、関係者、関係機関の皆様にご協力、ご指導を賜ったことを厚く御礼申し上げたい。

本調査結果が、デートDV防止、男女共同参画社会実現に向けた取組を推進する契機となれば幸甚である。

平成25年3月31日

三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」  
所長 柏木 はるみ